

## 理 由 書

### (生産緑地地区の変更)

広島市は、「国際平和文化都市」を都市像として掲げ、それを達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定めた「第6次広島市基本計画」においては、活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくりを進めていく中で、農林水産業の振興として、生産緑地制度の活用等により都市農地を保全することとしている。

また、都市計画の視点から、都市計画分野に関する都市づくりの基本方針を定める「広島市都市計画マスタープラン」においては、市街化区域内の農地について、「市民への生鮮野菜の供給の場や市民が自然にふれることのできる憩いの場となるほか、防災機能等の重要な役割を担っていることから、保全を視野に入れ、「農」と共生したゆとりある良好な住宅地の形成を図る」こととしている。

この度、都市計画協力団体から都市計画法第21条の2の規定に基づき、新たに農地等を生産緑地地区に追加する都市計画提案が本市に提出された。

提案された農地等は、都市農業の振興に資する農地であること、都市と農の共生に資する農地であること、営農の長期継続などの要件を満たすことから、農地の計画的な保全を図るため、生産緑地地区を変更するものである。